

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成24年12月21日付け山口警会第948号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は、妥当である。

「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成24年10月19日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「現金出納簿（平成19年9月分の刑事部全課の捜査費）県費」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成19年9月分の刑事部の捜査報償費（県費）の現金出納簿」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 本件処分の具体的な決定内容

(1) 開示をしない部分

「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄のうち、次の部分を除く部分

ア 前葉からの繰越、次葉への繰越、月分計及び累計に係る「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄

イ 会計課長からの捜査費の受入れに係る「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」及び「支払金額」の各欄

(2) 開示をしない理由

ア 条例第11条第2号該当（「科目、摘要」欄に限る。）

公安委員会規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）に定める警察職員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イからニのいずれにも該当しないため

イ 条例第11条第4号該当

捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、捜査の動向が明らかになり、被疑者等において対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあるため

5 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成25年2月13日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

支払年月日、支払金額及び差引残高の非開示は不当である。

3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 処分庁の主張の要旨は、相変わらず「おそれ」また「おそれ」の繰り返しであることから、せめて実施機関が主張する「おそれ」が過去において現実化し、実務上何らかの支障があったか否かを説明すべきである。

(2) 審査請求人は、自身が平成18年4月18日付けで行った本件と同様の公文書開示請求に係る審査請求に対する審査会の答申（平成19年3月23日付け情報公開答申第28号。以下「先例答申」という。）のと通りの主張をする。先例答申の内容がそのまま本件請求人の主張となる。

なお、審査請求人の本件請求の意図に不明な点があれば、審査請求人に問い合わせをされれば明確に回答する。

第4 実施機関の説明要旨

1 捜査費の概要

(1) 捜査費の性格

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費であり、その性質上、特に、緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支出手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費として、現金経理が認められたものである。

(2) 捜査費の区分

一般的に「捜査費」と呼ばれるものには、国費と県費があり、国費の捜査費については「国費捜査費」、県費については「県費報償費（捜査費）」として整理している。

また、捜査費は、所属長の判断に基づき執行する経費「一般捜査費」と捜査員等の判断に基づき執行できる少額な経費「捜査諸雑費」に区分される。

(3) 具体的な使途例

ア 捜査協力者・情報提供者に対する謝礼

イ 聞き込み、張込み、追尾等に際し必要とする経費

ウ 拠点等のための施設借り上げ等に要する経費

- エ 捜査協力者等との接触に要する経費
- オ 捜査協力者等の保護に要する経費
- カ 捜査員又は捜査協力者等の交通費
- キ 緊急に捜索等を行う場合の重機等の借り上げ又は委託費
- ク 捜査関係事項照会に伴う回答に要する経費
- ケ 犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の協力謝礼金、物品費
- コ 被害者等の対策に要する経費

(4) 捜査費経理の流れ

ア 取扱責任者から取扱者への交付

捜査費の会計経理は、警察本部長を取扱責任者とし、捜査費を執行する本部の担当課長、隊長及び警察署長を各所属における出納の責任者たる取扱者としている。

取扱者は、継続中の捜査の進捗状況等を踏まえ、翌月の所要額を取扱責任者に要求し、取扱責任者は、各取扱者の要求内容等を勘案して交付額を決定し、各取扱者に所要額を概算交付する。

イ 一般捜査費

取扱者は、捜査費をもって充てるべき経費の必要が生じたときは、捜査員に所要額を概算交付し、捜査員は、債主（情報提供者、店舗等）に対して支払いを行い、支払精算書等の証拠書類を作成し、領収書等を添えて取扱者に提出して精算を行う。

ウ 捜査諸雑費

捜査員が日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費である捜査諸雑費は、取扱者から中間交付者（本部の担当課長補佐、警察署の課長等）を経て、月初めに所要額を捜査員に概算交付され、捜査員は、執行の都度、支払伝票を作成し、領収書等を添えて中間交付者に提出し、中間交付者が取りまとめて、月末に取扱者に対して精算を行う。

2 開示請求に係る公文書の記載事項

現金出納簿は、捜査費の日々の収支状況が記録された書面であり、捜査費の受入、交付年月日、事件名、捜査員氏名、受入金額、支出金額、差引残高等が記載されており、「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄で構成されている。

各欄には、次の情報が記録されている。

ア 「年月日」欄

捜査費の受入又は交付をした年月日

イ 「科目、摘要」欄

捜査費の受入又は支出の事由、捜査員の階級・氏名

ウ 「収入金額」欄

取扱責任者から捜査費の交付を受けた金額、取扱責任者へ返納した金額、月計、累計、繰越額

エ 「支払金額」欄

捜査員への捜査費の交付金額、捜査員から返納された金額、月額、累計、繰越額

オ 「差引残高」欄

捜査費の差引残高

3 開示をしない部分及びその理由

- (1) 「科目、摘要」欄の捜査費の交付を受けた又は精算した警部補以下の職員の氏名
《根拠》

条例第11条第2号該当（個人情報）

《理由》

捜査員の氏名等のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、山口県個人情報保護条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）により非開示と判断した。

- (2) 「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄のうち

ア 捜査費の個別の執行に係る出納年月日、捜査費の交付を受け又は精算した職員の階級・氏名、出納事由、出納金額及び差引残高

イ その他上記以外で捜査費の個別の執行に係る情報が記載された部分

《根拠》

条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

《理由》

ア 開示をしない理由

現金出納簿の情報は、個別の事件捜査と密接に関連し、個々の捜査員の活動をはじめ、捜査体制、捜査手法、捜査の進捗状況等、当該所属における捜査活動そのものを数値的に反映しているものである。

これらの情報は、個別に見れば断片的なものであるが、それらを組み合わせることにより、捜査に関する各種情報を知り、又は推察することができるもので、捜査活動に関する一体的な情報である。

したがって、これらの情報が公にされれば、当該所属の個別の執行状況や金額・件数の変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報、及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを比較・分析することにより、

- (ア) 特定事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察されるおそれがあり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てるおそ

れがあること

- (イ) 捜査体制、捜査手法等の捜査活動の実態が明らかになり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるおそれがあること
- (ウ) 捜査協力者等が特定又は推測され、被疑者等事件関係者からの報復・攻撃のおそれがあるほか、警察と協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力が得られなくなるおそれがあること
- (エ) 個別の交付金額から、協力者等に対する謝礼単価が推測され、謝礼の多寡が一般的に知られることにより、警察と協力者等との関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがあること

など、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

なお、今回の対象文書は、年度ごとに作成する現金出納簿のうち、1か月分の捜査費の執行に関するものであり、当該請求に係る文書に限れば、継続した捜査活動が推察し難いとも考えられるが、今後において、このような開示請求が繰り返し行われるなどした場合、結果として、継続した捜査活動が推察され、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

イ 特に審査請求の理由に係る「年月日」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄本件公文書における「年月日」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄の記載は、それぞれの行ごとに事件名、捜査費を受領する捜査員の氏名、交付及び返納年月日等と一体となって、具体的な捜査費の執行状況を表しているものである。

仮に各欄を個別に開示すると、捜査費の交付日や個別の支出金額等の断片的な情報から、捜査活動の活発さや進展状況等の動向が明らかになるおそれがあるほか、捜査協力者等に対する謝礼単価が推察され、捜査協力者との関係に悪影響を及ぼすなど、捜査活動に多大な支障を来すおそれがあるものと認められる。

4 実施機関としての意見

山口県警察においては、公文書の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

一方で本県警察は、県民の安全・安心な暮らしを守るため、犯罪捜査活動を円滑かつ適正に推進し、もって治安の維持に対する脅威を未然に防止し、又はこれを除くことを責務としている。

このことを踏まえ、情報の公開による県民に対する説明責任の重要性と捜査に及ぼす支障とのバランスを考慮しつつ、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的見地から、実施機関として総合的に判断して部分開示を決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、山口県警察本部刑事部の捜査報償費（県費）の現金出納簿であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が

組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号該当性について

(1) 条例第11条第2号について

第11条は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、「科目、摘要」欄の実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

3 条例第11条第4号該当性について

(1) 条例第11条第4号について

条例第11条は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたも

のであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件公文書を構成する5つの欄には、実施機関が理由説明書において説明する情報が記載されていることを確認した。

本件処分については、審査請求人が審査請求書において、支払年月日、支払金額及び差引残高の非開示は不当であると主張し、実施機関が理由説明書において、本件公文書の各欄の記載事項について非開示とした理由を説明していることから、当審査会は、以下、実施機関が非開示とした本件公文書を構成する各欄について、本号の該当性を判断することとする。

ア 「年月日」欄

「年月日」欄には、捜査員等への捜査費の交付日や捜査員等からの捜査費の返納日等が記載されており、これらの日付は犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報である。このため、日付が開示された場合、他の情報と照合されることにより特定事件の捜査活動の状況が明らかになるおそれは否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報（以下「相当の理由がある情報」という。）として非開示としたことは妥当である。

イ 「科目、摘要」欄

「科目、摘要」欄には、事件名、捜査費の交付・返納の事由、捜査員の氏名・階級等が記載されており、開示された場合、他の情報と照合されることにより特定事件の捜査活動の状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 「収入金額」、「支払金額」、「差引残高」の各欄

これらの欄には、捜査費の交付額、返納額、差引残高等が記載されているが、「年月日」欄や「科目、摘要」欄に記載されている捜査費の交付・返納日及び捜査費の出納事由等の情報が非開示とされれば、これら金額のみの情報と事件発生や事件が伏在している可能性がある事案の報道等の情報、及び被疑者等事件関係者が知り得る情報とを比較・分析したとしても、これにより特定事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察され、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てる等の実施機関が主張するようなおそれがあるとは認められず、相当の理由がある情報とはいえない。したがって、「収入金額」、「支払金額」、「差引残高」の各欄は開示すべきである。

4 その他

実施機関は、理由説明書において、審査請求の理由に係る本件公文書における「年月日」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄の記載は、それぞれの行ごとに事件名、捜査費を受領する捜査員の氏名、交付及び返納年月日等と一体となって、具体的な捜査費の執行状況を表しているものであり、仮に各欄を個別に開示すると、捜査費の交付日や個別の支出金額等の断片的な情報から、捜査活動の活発さや進展状況等の動向が明らかになるおそれがあるほか、捜査協力者等に対する謝礼単価が推察され、捜査協力者との関係に悪影響を及ぼすなど、捜査活動に多大な支障を来すおそれがあるものと認められる旨主張する。

しかし、当審査会が先例答申において述べているように、これらの情報については、条例第11条第4号に規定する「おそれ」があると認められる最小の範囲を非開示情報として捉え、「おそれ」があるとした相当な理由を説明すべきであり、実施機関が主張するような独立した一体的な情報の捉え方は、必要以上に部分開示の範囲を限定することになるものであって、条例の原則開示の基本理念と相容れないものとする。したがって、この点に関する実施機関の主張は認めることができない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、本件公文書の開示に当たり、その方法に関して実施機関において留意すべき点があるので、審査会として、以下のとおり意見を付しておく。

当審査会がインカメラ審理により本件公文書を見分した際、実施機関が非開示とした部分のうち当審査会が開示すべきと判断した部分の記載について、事務局職員をして実施機関に確認したところ、一部の記載内容について、情報の性質の違いを区分するため、文字の色を変えて記載していることが判明した。この点に関して、実施機関が本答申を踏まえて本件処分において非開示とした部分を開示することとし、改めて本件公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付する場合は、開示請求者が当該違いを容易に判別することができるよう、多色刷りによる複写を行うなど、実施機関において特段の措置を講じる必要がある。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成25年 2月21日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年 2月26日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成25年 3月11日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 3月13日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成25年 4月18日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成25年 4月24日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成25年12月19日	事案の審議を行った。
平成26年 2月 4日	事案の審議を行った。
平成26年 3月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成26年3月24日現在)